

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [賃金と損害の相殺](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

### 賃金と損害の相殺

#### 13 賃金と損害の相殺

**Q** 会社の車で営業中に自損事故を起こしてしまったところ、損害と相殺するとのことで、給料から損害額分を減額されてしまいました。仕方がないのでしょうか。

POINT

- 会社の財産に損害を与えた場合には、損害賠償責任を否定できません。
- 使用者は労働者に対する損害賠償債権と賃金とを相殺することはできません。
- 調整的相殺は、一定の限度で行うことが認められます。



**A** 1. 損害賠償義務

労働者が、業務中に会社の財産に損害を与えてしまった場合には、会社に対する損害賠償義務が発生することは一般的に否定できません。しかし、この場合に使用者が損害賠償請求権を行使するに当たっては、「損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において」のみ損害の賠償または求償の請求ができます（茨石事件／最高裁第1小法廷判決昭51・7・8）。なお、労基法16条は、あらかじめ一定額の賠償額を定めておき、損害が生じた場合に実際の損害額にかかわらず前もって定めた額を取り立てるような契約をすることを禁止しています。

2. 賃金との相殺

使用者が労働者に対して有する損害賠償債権をもって労働者の賃金との相殺を行いうるかという問題について、通説・判例は、生活の基盤である賃金を労働者に確実に受領させるという趣旨の賃金全額払（労基法24条1項）の原則に反しており、禁止されると解しています（日本勤業経済会事件／最高裁大法廷判決昭36・5・31）。

このように、賃金の全額払の原則から、使用者による賃金債権の相殺は禁止されていますが、過払賃金の清算のための「調整的相殺」は、過払いのあった時期と賃金の清算・調整の実を失わない程度に合理的に接合した時期になされ、あらかじめ労働者に予告されるとか、その額が多額にわたらない等、労働者の経済生活の安定をおびやかすおそれがない場合に例外的に認められます（福島県教組事件／最高裁第1小法廷判決昭44・12・18）。

なお、使用者が労働者の同意を得て行う相殺は、労働者の自由な意思に基づいてなされたものであると認められるに足りる合理的理由が客観的に存在するときには、全額払の原則に反しないとする最高裁判例がありますが（日新製鋼事件／最高裁第2小法廷判決平2・11・26）、労働者の同意があっても使用者の法違反が成立するのが刑罰法規である労基法の基本的考え方ですから判例の判断には疑問が残ります。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

### お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.